平成２２年（フ）第８７号
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字苦竹23番地３
中央団地Ｋ４－８
債務者　高嶋　和弥
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第８８号
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字苦竹23番地３
中央団地Ｋ４－８
債務者　高嶋志央理
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第９３号
秋田県大館市軽井沢字五輪岱18番地１
債務者　本間賀良子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第９４号
秋田県大館市東台７丁目１番112―７号
債務者　薮田　　操
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３８１号
茨城県土浦市霞ケ岡町28番17号
債務者　堀川　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３９７号
茨城県稲敷郡美浦村大字木原1711番地
債務者　岡山　哲也
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４０８号
茨城県土浦市若松町８番地13　コーポラス若松403号室、住民票上の住所茨城県石岡市小見567番地
債務者　藤岡　静子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０号
滋賀県草津市野路東五丁目25番22―306号マリーベルハイツＡ棟、申立時の住所滋賀県彦根市戸賀町89番地２ベルハウス103号、前住所滋賀県彦根市後三条町512番地１　２307号
債務者　立山　法顕（旧姓朝倉）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２６３号
滋賀県東近江市八日市緑町30番22号
債務者　八島　和美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２６４号
滋賀県東近江市八日市緑町30番22号
債務者　八島　龍弥
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５７０号
京都市伏見区下鳥羽前田町34番地　リバーサイドハウス101号
債務者　大川　絵里
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２４号
京都市伏見区深草馬谷町27番地４　清幸マンション２―11
債務者　内垣外修三
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６３号
京都市南区東九条東札辻町14番地１　チコーベルメゾン札ノ辻１－２Ｆ1207号室
債務者　笠原　眞二
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９７号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東南組33番地
債務者　黒木めぐみ
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４７号
京都市左京区一乗寺西杉ノ宮町38番地
債務者　岡田　昭彦
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５１号
京都市北区紫野花ノ坊町35番地　市営住宅15棟507号
債務者　アトリエサンこと　安達　芸孝
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９９８号
兵庫県西宮市段上町５丁目３番28―103号
債務者　西田　克弥
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係